

学校いじめ防止基本方針

甲佐町立甲佐中学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

2 いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが重要である。

3 いじめに対応する組織づくり

- 校長を中心として、学校・家庭・地域が相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。
- 「いじめ対策委員会」を設置して、校長を中心としたいじめ問題への効果的な対応組織を確立する。

(いじめ対策委員会の設置)

- ・校長、教頭、情報集約担当者、人権教育主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭による組織編成と定期的な情報交換会の実施。
- ・生徒理解のための子どもを見つめる会（学期に1回）、学年会（月に1回）、生徒指導委員会及び学年主任会（週に1回）の実施。
- ・学校総体として取り組むいじめ防止に向けた活動の地域・家庭への発信および啓発の推進。

4 いじめの早期発見・早期対応

【情報収集】

- 生活ノート等の記述、態度や会話などの中から、いじめの兆候がないか等を観察し、早期発見に努める。
- 定期的に学校生活アンケートやこころにアンケート等を実施して、いじめの早期発見に努める。

↓

【情報の共有化】

- 収集した情報を整理・分析しながら、職員間の情報の共有化を図る。

↓

【対応への共通認識】

- 校長を中心に具体的対策についての検討と役割分担等の調整を図る。
- 必要に応じて関係機関との連携を図る。
- 全職員による共有化と組織的な対応。

↓

【個別対応】

- いじめられた生徒とその保護者からの信頼回復に向け、最大限の配慮を図る。
- いじめた側の生徒への教育的愛情と毅然とした指導の徹底。

↓

【周囲の生徒・保護者等への対応】

- 学級活動や生徒会活動を通して、いじめ解消に向けた実践力の育成を図る。
- PTAや地域に対して誠実に情報を提供し、協力を要請する。

(生活ノートの活用)

- ・本校が実践している「生活ノート」の「日記」欄を毎日綴らせる中で、いじめの兆候や生徒からのサインを観察する。

(学級活動の時間の活用)

- ・学級活動の時間を活かし、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルアップの内容に取り組むことで生徒同士のコミュニケーションをよりよくしていくとともに、その中からいじめの兆候や仲間のサインを見つけ、協力して解決していこうとする態度を養う。

(学校生活アンケート)

- ・県の「心のアンケート」(12月)以外に、学校独自の「学校生活アンケート」を各学期に1回実施して、いじめの早期発見・早期対応に努める。

(いじめ対策委員会による情報の共有化)

- ・校長を中心にいじめ対策委員会および生徒指導部会、学年会等と連携を図りながら、収集した情報について整理・分析しながら、全職員への正確な情報の共有化を図る。

(具体的な対応)

- ・整理・分析した情報に対し、どのように組織として対応していくかいじめ対策委員会等で検討し、全職員への共有化を図る。
- ・必要に応じて警察や町子育て支援課、児童相談所、SC、SSW等の関係機関への報告・連絡・相談を適切に行う。
- ・校長を中心に、全職員を適材適所に配置して組織的に協同で対応する。

(個別の対応)

- ・生徒が安心して相談できる場の確保。
- ・生徒の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- ・SC、SSW等と連携して、生徒の心のケアに努める。
- ・自らの言動が相手を著しく傷つけていることに気づかせ、反省を促せるような指導に心がける。
- ・これからの自己の在り方について、家庭と連携しながら考えさせていくような指導を継続的に進めていく。

(周囲の生徒・保護者等への対応)

- ・学級活動の時間を利用して「いじめ根絶」に向けた話し合い等の実施。
- ・校内人権集会等を開き、生徒が主体となって「いじめ根絶」に向けた意見交換ができる場を積極的に設ける。
- ・正しい情報を認識してもらうための措置を適切に講じるとともに、当該生徒およびその保護者のプライバシーの尊重を図る。
- ・継続的に「いじめ」について親子での話し合いの場を確保してもらうようお願いしていく。

5 教育相談の体制づくり

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町の教育相談員等の相談機関の活用について、生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備等、生徒が相談しやすい環境と相談体制づくりを図る。
- 校長の指導の下、全教職員が生徒との信頼関係をつくるとともに、定期的な教育相談等の機会を確保する。

(相談体制の整備)

- ・生徒がいつでも安心して相談できる体制を「特別支援教育コーディネーター」を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町の教育相談員等と円滑に繋がられるようにする。

(教育相談)

- ・生徒一人一人に教育相談の機会を保障できるように、計画的に時間確保を図る。
- ・夏季休業中に三者面談を実施するとともに、年度の前半及び後半の時期に二者面談の機会を確保する。

6 生徒指導体制づくり

- 生徒のよさを認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学年・学級経営にあたる。
- どんな小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 教職員が、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

(生徒や学校・学級の姿)

- ・失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- ・生徒が規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- ・表情がにこやかで明るく挨拶ができ、言葉遣いが適切である。
- ・生徒会活動や係活動に進んで取り組み、自主的に頑張っている。
- ・教室や学校が美しく整備されている。
- ・規律ある楽しい給食時間を過ごし、みんながよく食べている。
- ・地域の方々や保護者が気軽に来校し、学校に協力的である。

(教職員の姿)

- ・全教職員が、校長を中心に生徒指導に対して共通理解・共通実践を行っている。
- ・教職員が、生徒の意見をきちんと受け止めて聴いている。
- ・教職員が、生徒に明るく丁寧な言葉で声をかけ、生徒一人一人を尊重している。
- ・教職員が、生徒に与える影響の大きさを自覚した言動を心がけている。

7 教職員の資質・能力を高める校内研修

- 生徒指導提要の内容を理解し、効果的な校内研修の方法を工夫する。
- 事例研究や参加体験型の研修を取り入れる等、教職員の人権感覚を高める取組を徹底する。

①人権感覚を高め、磨く、効果的な校内研修の工夫

「人権尊重の理念を単に理解するだけにとどまることなく、態度や行動に現れるようになる研修を指導者自らが体験することが重要である」という認識のもとで、「参加体験実技研修」を計画的に取り入れていく必要がある。

例) アサーティブトレーニング、ロールプレイなど

②教職員としての資質能力や実践的指導力を高める校内研修の流れ

わたしたち教職員は、「自らの言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、豊かな人権感覚を持って、一人一人に温かく、また公平に接する教育的愛情と人権感覚を持った」教職員としての基本的資質と、「児童生徒との信頼関係を培い、一人一人の個性やよさをしっかりと見つめ、自分に対する自信と他者に対する思いやりの心を育む児童生徒理解と豊かな心を育む」教職員としての専門性が求められている。この基本的資質と専門性の研鑽・向上を図るために、「事例研究」や「理論研修」「討論型研修」「参加体験型研修」等の研修方法を、研修内容に応じて選択し、課題に応じた研修をしていかなければならない。